

○端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件（告示案）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、同令の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備及びその条件を次のように定める。

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の十八</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、中欄に掲げる規定のうち、確認をする信号の送出は不要とする。 中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十四第一号 規則第三十二条の二十三</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。 中欄に掲げる規定を適用しない。</p>